

道南いさりび鉄道株式会社初期投資補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 道南いさりび鉄道株式会社初期投資補助金（以下「補助金」という。）の交付については、北海道新幹線新青森・新函館北斗間の開業に伴い、北海道旅客鉄道株式会社から経営分離される江差線（五稜郭・木古内間）の路線維持と円滑な鉄道事業の実施を図るため、鉄道施設を取得する経費および整備する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号，以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、道南いさりび鉄道株式会社とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、補助対象者が鉄道事業の実施に当たって行う初期投資に要する経費とする。

(補助対象経費，補助基本額および補助率)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の算出の基礎となるべき額（以下「補助基本額」という。）および補助率は、次表のとおりとする。

補助対象経費	補助基本額	補助率
1 北海道旅客鉄道株式会社から譲り受ける資産の取得に要する経費 (日本貨物鉄道株式会社が補助対象者に支払うこととなる鉄道線路使用料の対象となる譲渡資産を除く)	補助対象経費から、国の補助金等を控除した額	4.4%以内
2 経営分離区間の運行を担うために必要な施設および設備等の整備等に要する経費 (日本貨物鉄道株式会社が補助対象者に支払うこととなる鉄道線路使用料の対象となる施設及び設備を除く)		

(補助金の交付の申請)

第5条 補助対象者は、補助金等交付申請書(共通第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、補助金の交付を受けようとする会計年度内に市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等の計画書(共通第2号様式)
- (2) 補助事業等の計画書(取得物件の内容)(別記第1号様式)
- (3) 補助事業等の計画書(取得不動産の内容)(別記第2号様式)
- (4) 補助事業等の計画書(取得施設の内容)(別記第3号様式)
- (5) 補助金等交付申請額算出調書(別記第4号様式)
- (6) 事業予算書(別記第5号様式)
- (7) 納税対応状況申出書(別記第6号様式)
- (8) 設備投資の概要を示す書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 補助金等の交付申請時に当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額の63分の17に相当する額を合計した金額に補助率等を乗じて得た額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請させるものとする。ただし、交付申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付の条件)

第6条 補助対象者に補助金を交付する場合は、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助対象事業の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。ただし、当該補助対象経費の増減が当該経費の20%を超えないときは、この限りでない。
- (2) 補助対象事業を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、または補助対象事業等の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その

指示を受けなければならない。

- (4) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付けた条件を変更することがある。
- (5) 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。
- ア この補助金を他の用途に使用したとき。
- イ 補助対象事業の執行に関し、この補助金の交付の決定の内容またはこれに付けた条件その他法令またはこれに基づく市長の処分に違反したとき。
- ウ 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (6) 前項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）について年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならない。
- (7) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければならない。
- (8) 補助対象事業により取得し、または効用の増加した財産については、補助対象事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。
- (9) 補助対象事業により取得し、または効用の増加した50万円以上の財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業完了の翌年から起算して10年以内で、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経

過することとなるまで、市長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

(10) 前号の市長の承認を受けて、取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部または一部を市に納付させることがある。

(11) 第5条第2項ただし書きに該当する場合にあっては、交付決定に当たり次の条件を付するものとする。

ア 補助対象者は、規則第17条の実績報告（以下「実績報告」という。）を行うにあたって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

イ 補助対象者は、実績報告後に消費税および地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第7号様式によりその金額（実績報告において、第11号のアにより減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

(12) 補助対象者は、補助対象事業に関する帳簿および書類を備え、これを整理しておくとともに、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、第9号により処分を制限された取得財産等に係る帳簿および書類については、当該処分を制限された期間保存しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第7条 市長は、第5条の規定により提出された申請書を審査のうえ、これを正当と認めるときは、補助金の交付の決定を行い補助金等交付決定通知書（共通第6号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（変更申請等）

第8条 補助対象者は、当該決定に係る申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ、補助金等交付決定変更申請書（共通第8号様式）

のほか、第5条に掲げる書類のうち変更となったものを併せて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 規則第11条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日以内とする。

(概算払)

第10条 補助対象者は、概算払を受けようとするときは、補助金等概算払申請書(別記第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、補助対象事業が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに補助事業等実績報告書(共通第11号様式)に次に掲げる書類を添付し、事業完了の日から30日以内に提出するものとする。

- (1) 補助事業等の実績書(共通第2号様式)
- (2) 補助事業等の実績書(取得物件の内容)(別記第1号様式)
- (3) 補助事業等の実績書(取得不動産の内容)(別記第2号様式)
- (4) 補助事業等の実績書(取得施設の内容)(別記第3号様式)
- (5) 事業決算書(別記第5号様式)
- (6) 補助金等精算書(別記第9号様式)
- (7) 事業精算書(別記第10号様式)
- (8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、第11条の補助事業等実績報告書等の提出があった場合は、当該補助事業等実績報告書の審査および必要に応じて行う現地調査により、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等の額の確定通知書(共通第12号様式)によりその額を補助対象者に通知するものとする。

(交付請求)

第13条 補助金は、第12条の規定による補助金の額の確定後に交付す

るものとする。ただし、概算払いをすることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月11日から施行する。